

平成24年6月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	<b>「 条 例 案 」 10件</b>	
1	秋田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 職員の懲戒処分における停職の期間の上限を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 停職の期間の上限を「6月以下」から「1年以下」に改める。</p> <p>○施行期日 公布の日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
2	<p>予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例を設定する件</p> <p>・地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第410号):平成23年12月26日公布、同日施行</p>	<p>○設定理由 地方自治法施行令の一部改正(平成23年政令第410号)に伴い、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨 予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人は、市が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資し、又は市が資本金等の4分の1以上2分の1未満の債務を負担している一般社団法人等とする。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
3	<p>秋田市市税条例の一部を改正する件</p> <p>・地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号):平成24年3月31日公布、一部について平成26年1月1日施行</p>	<p>○改正理由 地方税法の一部改正(平成24年法律第17号)に伴い、公的年金等に係る個人の市民税の申告の手續について改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の個人市民税の申告書の提出を要しないこととする。</p> <p>○施行期日 平成26年1月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>

<p>4 秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 南部市民サービスセンター（仮称）の整備に伴い、南地区コミュニティセンターを廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 南地区コミュニティセンターを削る。</p> <p>○施行期日 平成24年10月1日から</p>
<p>5 秋田市手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号):平成21年7月15日公布、一部を除き平成24年7月9日施行</p>	<p>○改正理由 外国人登録法の廃止（平成21年法律第79号）等に伴い、外国人登録原票の写し交付手数料等を廃止するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 外国人登録原票の写し交付手数料および外国人登録原票記載事項証明書交付手数料を削るとともに、規定を整備する。</p> <p>○施行期日 平成24年7月9日から</p>
<p>6 秋田市印鑑条例の一部を改正する件</p> <p>・住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号):平成21年7月15日公布、一部を除き平成24年7月9日施行</p> <p>・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号):平成21年7月15日公布、一部を除き平成24年7月9日施行</p>	<p>○改正理由 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)の施行等に伴い、外国人住民の印鑑登録の取扱いについて定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人住民に係る印鑑の登録の申請の拒否等について規定する。</li> <li>2 外国人住民に係る印鑑登録原票に登録する事項について規定する。</li> <li>3 外国人住民の氏名等の変更に係る印鑑登録の抹消について規定する。</li> <li>4 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日 平成24年7月9日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>7 秋田市立夜間休日応急診療所条例を廃止する件</p>	<p>○廃止理由 夜間休日応急診療所を廃止するため、廃止しようとするもの</p> <p>○施行期日 平成24年9月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>

- 8 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する件
- 改正理由  
飯島地区および茨島地区における工場等に係る緑地面積率等の特例を適用する区域を拡大するため、改正しようとするもの
- 改正要旨  
飯島地区および茨島地区において、条例を適用する区域を拡大する。
- 施行期日 公布の日から
- 9 秋田市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例を設定する件
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号):平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行
- 設定理由  
工場立地法の一部改正(平成23年法律第105号)に伴い、特定の工業地域等における工場等に係る緑地面積率等の特例を定めるため、この条例を設定しようとするもの
- 要旨
- 1 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条の2第2項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。
  - 2 この条例を適用する区域の範囲ならびに当該区域における緑地および環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次のとおりとする。

区 域 の 範 囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業地域および工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上
秋田市豊岩小山字狐森321番地、322番地、323番地1、323番地2、325番地および326番地ならびに豊岩小山字下モ田452番地1、452番地3および454番地1		

- 3 工場等の敷地が条例の適用区域および適用区域以外の区域にわたる場合の適用について規定する。

○施行期日 公布の日から。既存工場等に係る緑地および環境施設の面積の算定方法

10 秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例を設定する件

について規定する。

○設定理由

本市の文化施設において利用することができる共通観覧券の発行に関し必要な事項を定めるため、この条例を設定しようとするもの

○要旨

- 1 この条例は、本市の文化施設の利用の促進を図ることにより、地域のにぎわい創出に寄与するため、文化施設の利用等を行うことができる共通観覧券の発行に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 共通観覧券の利用の対象とする文化施設は、次のとおりとする。
  - (1) 久保田城御隅櫓
  - (2) 佐竹史料館
  - (3) 国指定重要文化財旧黒澤家住宅
  - (4) 秋田市立赤れんが郷土館
  - (5) 民俗芸能伝承館
  - (6) 旧金子家住宅
  - (7) 秋田市立千秋美術館
- 3 共通観覧券は、文化施設等において発行することができることとする。
- 4 共通観覧券の額は1枚につき500円とし、その有効期間は発行日から1年とする。
- 5 共通観覧料は、原則として共通観覧券を発行する際に徴収する。
- 6 共通観覧券により文化施設の利用等を行うことができる人数は1枚につき1人とし、当該利用等を行うことができる回数各文化施設につき1回とする。
- 7 共通観覧券により文化施設の利用等を行う者は、各文化施設の使用料等を納付した者とみなすこととする。
- 8 市長は、特に必要があると認めるときは、共通観覧料を減免することができることとする。
- 9 既納の共通観覧料は、原則として還付しないこととする。
- 10 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定めることとする。

	<p style="text-align: center;"><b>「 単 行 案 」 9 件</b></p>	<p>○施行期日 平成24年7月14日から</p>
11	市道路線を認定する件	<p>○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定路線 6路線 延長3,627.5m</li> <li>・認定後の市道路線延長約 1,987.4km</li> </ul> <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>
12	市道本田妙法線本田橋架替工事請負契約を締結する件	<p>○市道本田妙法線本田橋架替工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所 秋田市雄和田草川字本田地内</li> <li>・契約金額 288,750,000円</li> <li>・契約先 岡精組・東北機械建設工事共同企業体</li> <li>・工期 平成25年9月30日まで</li> <li>・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>施工延長 L=147.00m</li> <li>幅員 W=8.7m</li> <li>上部工 桁製作工 一式</li> <li>桁架設工 一式</li> <li>PC床版工 一式</li> <li>高欄工 一式</li> </ul> </li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
13	秋田公立美術大学（仮称）施設整備建築工事請負契約を締結する件	<p>○秋田公立美術大学（仮称）施設整備建築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所 秋田市新屋大川町12番3号</li> <li>・契約金額 347,025,000円</li> <li>・契約先 三菱・住建・山建開発建設工事共同企業体</li> <li>・工期 平成25年3月15日まで</li> <li>・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>創作工房棟改修 <ul style="list-style-type: none"> <li>木造一部2階建て 963㎡</li> </ul> </li> <li>彫刻実習棟（仮称）新築 <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄骨造平屋建て 214㎡</li> </ul> </li> <li>サークル棟（仮称）新築 <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄骨造2階建て 624㎡</li> </ul> </li> <li>研究棟増築 <ul style="list-style-type: none"> <li>RC造3階建て 495㎡</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

14	救助工作車を買い入れる件	<p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p> <p>○救助工作車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品場所 秋田市消防本部</li> <li>・契約金額 125,685,000円</li> <li>・契約先 猿田興業株式会社</li> <li>・納期 平成25年3月15日</li> <li>・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> <li>条件 救助工作車Ⅲ型</li> <li>全長 8,000mm以下</li> <li>全幅 2,500mm以下</li> <li>乗車定員 6名</li> <li>艀装装置 ウインチ、クレーン、照明、発電装置</li> </ul> </li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
15	水槽付消防ポンプ自動車を買い入れる件	<p>○水槽付消防ポンプ自動車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品場所 秋田市消防本部</li> <li>・契約金額 44,730,000円</li> <li>・契約先 猿田興業株式会社</li> <li>・納期 平成25年3月15日</li> <li>・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> <li>条件 水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型</li> <li>全長 7,200mm以下</li> <li>全幅 2,500mm以下</li> <li>乗車定員 6名</li> <li>積載水量 2,000リットル</li> </ul> </li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
16	土地を買い入れる件	<p>○秋田市土地開発公社が先行取得していた用地を取得しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在 秋田市新屋北浜町262番2他3筆</li> <li>・種類 雑種地</li> <li>・面積 15,091.59㎡</li> <li>・予定価格 299,585,568円</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
17	土地を買い入れる件	<p>○新都市産業区用地（M-1区画）を取得しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在 秋田市御所野湯本三丁目1番3</li> <li>・種類 宅地</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・面 積 16,723.93㎡</li> <li>・予定価格 693,426,354円</li> <li>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</li> </ul>
18	土地を買い入れる件	<p>○豊岩工業団地用地（B-2ブロック）を取得しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所 在 秋田市豊岩小山字下モ田452番1</li> <li>・種 類 宅地</li> <li>・面 積 16,111.68㎡</li> <li>・予定価格 127,935,052円</li> <li>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</li> </ul>
19	土地を売り払う件	<p>○一般国道7号下浜道路工事に係る市有林土地を売り払おうとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所 在 秋田市下浜長浜字兜森149番地1 他2筆</li> <li>・種 類 原野</li> <li>・面 積 34,513.41㎡</li> <li>・契 約 先 国土交通省</li> <li>・売払価格 34,488,585円</li> <li>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</li> </ul>
<b>「 予 算 案 」 2 件</b>		
20	平成24年度秋田市一般会計補正予算（第3号）の件	○資料別紙
21	平成24年度秋田市病院事業会計補正予算（第1号）の件	
<b>「 追 加 提 案 」</b>		
<b>「 人 事 案 」 1 件</b>		
22	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員高橋裕子氏の任期満了（平成24年9月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期3年</li> <li>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</li> </ul>